

第7回九州女子フットサルリーグ大会要項

1. 主催

九州フットサル連盟

2. 主管

九州フットサル連盟・九州各県フットサル連盟

3. 後援

一般社団法人九州サッカー協会（予定）

4. 協賛

PENALTY

5. 開催期間

2019年5月27日から最終節まで

6. 会場

九州各県会場

7. 表彰

リーグの優勝、第2位チームに賞状及び盾を授与する。

8. 参加チーム

8チーム

9. 参加資格

- ①一般財団法人日本フットサル連盟（以下、「本連盟」という。）に加盟承認された単独チームであること。
- ②公益財団法人日本サッカー協会（以下、日本協会）に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
- ③第1項に所属する2007年4月1日以前に生まれた選手であること。女子に限る。
- ④外国籍選手は1チームあたり3名までの登録を認める。
- ⑤チームの責任において傷害保険に加入していること。

10. 参加申込

- ①参加申込書に記載しうる人員は、1チーム当たり34名（選手24名、役員10名）を上限とする。
登録される10名のチーム役員には、1名以上の女性チーム役員を登録しなければならない。
- ②参加チームは、所定の参加申込書及びプライバシーポリシー同意書の書式を必要事項を全て記入の上申込むこと。
- ③参加申込書には必ず県フットサル連盟会長印を押印し、（正）を送付すること。（副）は各県連盟に提出。）
- ④データの送付先①山口②園田）及び郵送先：
メール①：salbaka5@gmail.com メール②：akiniyan_futsal@yahoo.co.jp
住 所：〒861-4137 熊本市南区野口1丁目11-3 山口 徹 宛
- ⑤申込締切日 データ：2019年4月30日（火）18：00（参加申込書）
原 紙：2019年4月30日（火）消印（参加申込書：要各県委員長印または理事長印）
- ⑥締切日以降の内容の変更は認めない。

11. 参加料および選手登録料

- ①参加料は145,000円とする。参加料は指定された口座に納めること。
なお、納入期日は次のとおりとする。（振込みの際は、先にチーム名を明記。）

第1節の5日前までに145,000円を下記に振り込むこと。

振込先

鹿児島銀行 大崎支店 普通 3030171 九州女子フットサルリーグ事務局

代表者 園田 昭人

②初回の選手登録料は4月30日(火)まで、追加登録分については登録が締め切られる11月16日までに納めること。(1名分 500円×登録選手数)

振込先

鹿児島銀行 鴨池支店 普 1352878 九州フットサル連盟 理事長 吉村大作

12. 追加登録

①追加登録(移籍を含む)選手は、所属チームによる「Kick-off 登録手続きが完了し、入金終了」(以下「登録完了」)した日の翌日より14日目から出場可能とする。

チーム代表者は、「登録完了」と同時に、各県委員長および理事長にその旨を連絡し、速やかに所定の用紙を電子メールで各県委員長および理事長あてに送信すること。

②追加登録(移籍を含む)は、11月16日までに「登録完了」した選手のみ認められる。

③役員登録の変更手続き等は、①および②に準じる。

④登録抹消された役員の再登録は認めない。

13. 競技方法

1回戦総当たりリーグ戦とする。

14. 試合時間

試合は40分間(前・後半各20分プレーイングタイム)で、勝敗が決しない場合は、引き分けとする。ハーフタイムは10分間とし、前半終了のブザーから後半開始のホイッスルまでの時間をいう。

15. 競技規則

大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。

16. ユニフォーム等(詳細は九州女子フットサルリーグ競技上の注意(九州フットサル連盟審判部))のとおりとする

(ア) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ストッキング)を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携帯すること。

(イ) チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものであること。

(ウ) フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩および同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。

(エ) シャツには、参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。

(オ) 選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。1番はゴールキーパーのために用意される。

(カ) ユニフォームへの広告表示については、日本協会のユニフォーム規程に基づき承認された場合のみこれを認める。

ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は、当該チームにて負担することとする。

(キ) ユニフォームの色、選手番号の参加申込締切日以後の変更は認めない。

(ク) その他のユニフォームに関する事項については、日本協会のユニフォーム規程に則る。ただし、本大会については、旧ユニフォーム規程による運用も許容する。

② 靴：靴底は接地面が紺色もしくは白色で、スパイクシューズではないインドア用のフットサルシューズのみを使用可能とする。

③ ビブス：交代要員は、競技者と異なる色のビブスを着用しなければならない。

17. 選手数

キックオフ時に3名に満たない場合は棄権扱いとする。

18. 警告・退場について 【懲罰規程を適用】

警告を累積2回受けた選手は、次の1試合は出場停止とする。

また退場処分を受けた選手は、次の1試合は出場停止とし、以後の処置は大会規律・フェアプレー委員会で決定する。

【JFA懲罰規程抜粋】

第4条〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

第5条〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕

警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。

第6条〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

1. 第4条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。

2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。

3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

19. 棄権の扱い

棄権をしたチームは以後の試合は行わない。その戦績は抹消する。チームの処分については九州フットサル連盟で審議し決定する。ただし、九州フットサル連盟が調査し、不可抗力と認められた場合は再試合を行う。この経費については当該チームの負担とする。

（不可抗力とは、災害等による公共交通機関のマヒ等で、チーム事情による試合延期等は一切認められない。）

20. 勝点

勝=3点、分=1点、負=0点

21. 順位

①勝点、②全試合の得失点差、③全試合の得点数 ④当該チーム同士の対戦結果、⑤フェアプレーポイント ⑥抽選の順に決定する。

22. 運営委員

各チームは、運営委員を1名選任しなければならない。運営委員は、九州フットサル連盟から指名された会場責任者の指示に従い大会運営を行うものとする。運営委員は所属選手の援助により会場の設営や大会運営、並びに撤去を行うこと。

23. 運営会議

運営会議は通常行わないが、代表者会議をリーグ開始前に開催することとする。

24. その他

①各試合の70分前に両チームの代表者（監督）、審判員及び競技インスペクターとのマッチコーディネーションミー

ティングを行う。

- ②ベンチに入ることができる人数は、役員4名以内（役員登録された者に限る）及び選手14名以内（スターティングメンバーを含む）の合計18名以内とする。
- ③競技中交代要員選手は必ずヒブスを着用すること。
- ④試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは0対3またはその時点のスコアがそれ以上であれば、そのスコアで敗戦したものとみなす。
- ⑤本大会の規律・フェアプレー委員会は、主催及び主管団体の代表者複数名により構成される。
- ⑥試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁償するものとする。併せて、場内外で負傷が発生した場合は、当該チームが処置をし、九州フットサル連盟は一切の責任も負わない。
- ⑦チームは一般的なマナーを遵守すること。
- ⑧九州女子フットサルリーグに加盟しているチームは、年度途中でリーグを脱会することはできない。次年度解散する場合は、前年度の12月末日までに事務局へ書類をもって提出する義務を持つ。
- ⑨九州フットサル連盟規約及びリーグ要項に違反した行為等が生じた場合は、九州フットサル連盟の裁定に従わなければならない。